

県民意見募集で寄せられたご意見と県の考え方について

「森林環境の保全のための県民税の特例（いわゆる森林環境税）に関する条例の改正（案）」について、平成22年9月30日から平成22年10月29日までの間、ご意見を募集しました。

その結果、6名の方々から10件のご意見をいただきましたので、それに対する県の考え方を以下のとおり公表します。

項目	番号	ご意見の概要	県の考え方
森林の整備	1	災害に強く生物多様性に配慮した森林整備を進めてほしい。	荒廃林や溪畔林の広葉樹林化や獣害対策に努める等で、災害に強く生物多様性に配慮した森林整備を進めたいと考えています。
獣害	2	イノシシ、シカ等の駆除が必要。	林業被害や林業経営者の経営意欲の減退を招き、更には森林生態系にも悪影響を与えているシカの被害対策を今後も推進したいと考えています。
山の管理	3	山主が自分の山へ行きやすくするための作業道の整備に助成してほしい。	作業道の整備については既に助成制度があり、森林組合や市町村が窓口となっておりますのでご相談ください。
	4	野焼きを存続させることが必要です。原野をイノシシ、シカの住み家としないために、野焼き作業員等にかかる経費に助成してほしい。	森林環境税は、森林環境の保全につながる森林整備の推進に充てることとしており、野焼きその他の手法による原野及び採草放牧地等の整備は、本税以外の施策の中で検討すべきものと考えます。
	5	道路に面した山の復旧をしてほしい。	放置すると災害の危険がある等公益上特に整備が必要な森林は、間伐や広葉樹の植栽等の手入れをしたいと考えています。
県産材活用	6	公共建築物に県産材を利用するとよい。 県産材で作った机や椅子を学校や公共団体に設置するとよい。	林業生産活動の活性化や森林整備のため、県産材の積極的な利用を、引き続き進めていきます。

項目	番号	ご意見の概要	県の考え方
広報	7	<p>森林環境税に関するホームページの充実が必要。</p>	<p>森林づくり活動への関心や参加意識を高めってもらうため、今後ともホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、イベント、パンフレット、広報誌等あらゆる手段で広報をおこない、特にホームページは内容を充実し効果的な情報発信に努めたいと考えています。</p>
県民参加	8	<p>申請手続きの書類が多く煩雑である。</p> <p>住民が使いやすい助成制度にしてほしい。</p> <p>助成金が前払いでないので、スタート時は資金に苦労した。一部でよいので前払いしてほしい。</p>	<p>補助事業を適正に実施するため必要な申請書類を提出していただいておりますが、より簡素化できるものがないか検討したいと考えています。</p> <p>また、前払いについても併せて検討したいと考えています。</p>
	9	<p>県の方針は、「生物多様性に配慮した森林整備」となっているが、実際に植樹されている樹木をみるとサクラ、モミジ等の限られた樹木しか植えられていないので、広葉樹等の大分の植生に適した樹木が植えられるよう、植樹活動をおこなう団体に向けパンフレットを作成してほしい。</p>	<p>植樹活動を実施するにあたっては事前に実施団体と十分に協議をしていきたいと考えています。</p> <p>なお、県の考え方をわかりやすく説明したパンフレットを作成したいと考えています。</p>
	10	<p>森林環境税は、里山整備活動を始める時に大変に助かった。道具をそろえ、保険にも加入して、安心して活動が出来た。</p> <p>森林の育成は、10年～50年単位であることから森林環境税が継続されることを希望します。</p>	<p>近年、温暖化が深刻になってきていることや生物多様性が求められるなど地球環境問題への関心が高まる中で、森林が有する多面的機能への期待はますます大きくなってきています。</p> <p>これに応えるため、県民の理解と参加のもと、森林環境税を継続したいと考えています。</p>